

重点研究プロジェクトV期公募に関する質問及び回答（3月11日時点）

番号	公募要領対象ページ、質問概要	質問	回答	回答日
1	別添6「県内企業・中小企業・スタートアップの定義」について	<p>○別添6の愛知県内企業の定義として、「愛知県内に本社機能、研究開発拠点又は製造拠点を置く企業。」との説明がございます。名古屋市内の事業所で将来事業化する製品開発を対象として、当社県外事業所のメンバーが主体的に関わる形で、研究開発を進めることは可能か。</p> <p>○もし上記が可能な場合の条件として、「事業化リーダー」に、当社の名古屋市内の事業所の者を登録するというイメージを持ってありますが、これで問題ないか。他に制約条件があれば、ご教示ください。</p>	<p>○県内に製造拠点をお持ちなので、愛知県内企業として応募は可能と思います。他県のメンバーの参加も可能です。ただ、念押しにはなりますが、研究目標設定に当たって愛知県の産業・技術開発の諸課題に裨益（製造品出荷額等の全国シェアの向上）することが前提ということに留意願います(公募要領3(5)達成目標)。</p> <p>○問題ないかどうかは、名古屋の事業所の方の役割によります。事業化リーダーは研究開発目標ごとに、その成果を製品化等事業化することに主体的に関わっていただく必要があります。その役割にある方を指定いただく必要があります。また、公募要領2(1)に提案者に求める人物像を記載しております。このような人物像は、事業化リーダーに関しても大いに期待しております。なお事業化リーダー以外にも研究リーダーが必要です。</p>	2月20日
2	8ページ 3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (8)研究経費 イ 対象経費（企業、大学等共通） 人件費の積算について	<p>○重点プロジェクトV期のへの提案にあたり人件費の予算計上について教えてください。人件費の予算計上にあたり、所内の人件費に関する規定を確認しましたところ、人材のクラス別に時間あたりの謝金の規定が明文化されていることがわかりました。この人件費に関する規定をもとに人件費予算を計上し、重点プロジェクトへ提案しても良いのでしょうか。ご教示をよろしく願いたします。</p>	<p>○御質問の内容が、「大学の教授等への人件費を事業所内規定の謝金額で計上してよいか」という理解で回答します。(共同研究する大学の教授等がその謝金額を了解しているのであれば)その規定に基づく謝金で計上できると思います(提案の段階では、単価表の提示などは求めません)。</p>	2月20日
3	16ページ 4 公募の概要 (2) 応募者の構成について	<p>○重点プロジェクトV期の国際枠への提案にあたり参画事業者（愛知県の企業）の条件について教えてください。研究を直接担務する機関が県外にある大企業と共同で参画したいと考えます。当該企業は愛知県内に事業所がありますが、研究は県外で実施するものです。なお、将来開発技術が商品化された場合、愛知県内の事業所でも生産の可能性があります。この場合、提案条件を満たすと考えてよろしいか？</p>	<p>○愛知県内企業の条件については、別添6をご参照願います。県外に研究所がある大企業であっても、愛知県内に工場が立地していれば、愛知県内企業です。研究は県外で行われることは問題ありません。ただ、念押しにはなりますが、研究目標設定に当たって愛知県の産業・技術開発の諸課題に裨益（製造品出荷額等の全国シェアの向上）することが前提ということに留意願います(公募要領3(5)達成目標)。国際枠への提案条件を満たすかどうかですが、愛知県内企業がチーム員に居るだけでは提案条件は満たしません(公募要領3(4)※3参照)。チーム員として、海外大学と国内大学教授等及び県内企業(=愛知県内企業)が必要です。</p>	2月20日
4	8～9ページ 3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (9)研究費自己負担分(マッチングファンド) 「表5 マッチングファンド」について	<p>○公募要領表5マッチングファンドについて、下記の記載があります。 ・目標がTRL5の場合は、年度ごとに任意の率の自己負担を求める。 「任意の率」と言うのは、どの程度の率でしょうか。おおよその割合を御教授願います。また、「任意の率」はどのように決まるのでしょうか。</p>	<p>○「任意の率」に、想定“率”はありません。本プロジェクトのマッチングファンドはSIP第3期(内閣府)の考え方を参考にして、研究目標が実用化に近いもの(本プロジェクトではTRL6以上)のものには規定のマッチングファンドを企業等に求めます(公募要領2(2)産業界からの貢献及び公募要領3(9)研究費自己負担分(マッチングファンド)を参照願います)。</p> <p>TRL5までの研究目標は実用化に近いものではないものの、本プロジェクトの趣旨が産業界からの貢献のもと社会実装を目指すものであるため、応募の段階で企業等に何等かの負担を求める体制を構築していることを条件としています。</p> <p>○任意の率は応募の際に自己申告していただきます。審査の結果、採択されれば、原則、応募の内容どおりに企業にご負担していただくことになります。</p>	2月20日

5	<p>8～9ページ 3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (9)研究費自己負担分(マッチングファンド) 「表5 マッチングファンド」について</p>	<p>知の拠点あいち重点研究プロジェクトV期公募要領のマッチングファンドの内容についてご質問がございます。ある大学と研究チームを組んで、実用化枠で申請を検討しています。募集要項(9)研究費自己負担分(マッチングファンド)に詳細の記載について、「実用枠は、前半2年目末のステージゲートまでの目標を設定し、それがTRL5以下又はTRL6以上の場合に応じて、上記挑戦枠と同様の扱いとします。ステージゲート通過後の後半2年については、目標がTRL7以上のため、挑戦枠におけるTRL6以上の場合に同じとします。」とあり、挑戦枠の文面を参照したところ、「ハンズオン支援の積極活用を希望表明した場合～スタートアップには負担を求めません。スタートアップ1社参画につき、1,000万円を上限に負担額を減額して計算することができます。」という記載があります。前述の通り、実用化枠で、前半2年間の目標をTRL6、後半2年間の目標をTRL7と想定し、かつ、ハンズオン支援の積極活用を表明した場合、スタートアップは4年間通して</p> <p>【質問1】研究費自己負担分は0になるという理解であっていますでしょうか？</p> <p>【質問2】大学様の費用負担はどのようになるのでしょうか？ マッチングファンド自体が企業のみに適応するのでしょうか？</p> <p>【質問3】仮にハンズオン支援の積極活用を表明しない場合は、スタートアップの費用負担は支給研究費と同額ということになるのでしょうか？(ハンズオン支援の積極活用を表明した場合～の文章は、スタートアップには負担を求めません、の文章までかかっていますか？)</p>	<p>【回答1】 ○研究費自己負担分が0になるかどうかは、今計画している研究チームにおいて大学と組む企業が貴社以外に居るかどうかによります。もし大学と組むのが貴社のみで、かつ、貴社がスタートアップの定義に当てはまるのであれば、0になります。 ○これは経営基盤の弱いスタートアップへ配慮するとともに、本プログラムへの参画インセンティブとして考えています。一方、スタートアップ以外の参画企業がある場合には、スタートアップ参画により減額(1社につき1,000万円)された自己負担をスタートアップ以外の企業が負担することとなります。</p> <p>【回答2】 ○研究費自己負担分(マッチングファンド)は、企業等にのみ適用されます。参画企業等が複数の場合、複数企業等の総額として当方が指定する割合に基づく金額を負担する必要があります。 ○なお、当方が指定する割合を計算する場合、当方からの支給研究費が基礎の数字になります。支給研究費は、大学・企業等の双方で実行可能ですので、企業等におかれましては、支給研究費を財源にして執行する経費以外に、研究費自己負担分が必要となります。</p> <p>【回答3】 ○ハンズオン支援の積極活用を表明しない場合も、スタートアップの研究費自己負担は求めません。従って、今計画している研究チームにおいて大学と組む企業が他に居るかどうかによりますが、もし大学と組むのが1社のみで、かつ、その1社がスタートアップの定義に当てはまるのであれば、研究費自己負担分は0になります。 ○「ハンズオン支援の積極的な活用を希望表明する場合～」の文章は、「支給研究経費の1/2以上の負担とします。」で切れています。 ○一方で、スタートアップ以外の企業が参画している場合には、これら企業には(スタートアップ1社につき1,000万円減額された)自己負担を求められることとなります。ハンズオン支援の積極活用を希望表明しない場合、当方の年度ごとの支給研究費と同額の自己負担を求めます。</p>	2月25日
6	<p>19ページ 4 公募の概要 (10)提案書等の提出</p>	<p>現在募集中の「知の拠点(国際枠)」に関してお尋ねします(様式9 誓約書) ○当該様式は「全ての参画機関」からの提出が求められていると理解しておりますが、国際枠の場合、国内企業、国内大学、海外連携先の少なくとも3つが参画することになります。これら全てに対して誓約書の提出が必要ということでしょうか？ ○当該様式9は和文のみで構成されておりますので、海外連携先(海外大学)に送っても、相手方が読めないことが懸念されます。こちらの提出は国内のみの機関に限るとのことであればよいのですが、海外対応の場合、少なくとも英文での書式をご用意いただかなければ対応しにくいと考えております。</p>	<p>○「様式9 誓約書」は、国内の参画機関のみが必要ということに修正させていただきたいと思えます。 ○「国際枠」の場合、ご指摘のとおり、国内の大学や企業に加えて海外の大学・研究機関の参画が必要になります。これらの海外大学等は、国内大学又は県内企業と(本プロジェクトにおける)研究委託契約あるいはこれに準じる措置(書面等による合意)をしていただくことで、当該国内大学等の研究テーマに参画することを考えています。 ○海外大学等については、「様式9 誓約書」に代わるものとして、新たな様式を英語で用意したいと思えます。新たな様式は、2/27中には、産業科学技術課のウェブサイトへアップロードするとともに、課の新着情報でも周知を図ります。 ○なお、現在、本プロジェクトの概要と公募要領については、英語版の準備を進めています。なるべく早めにウェブサイトへアップロードする予定としています。(2/28掲載済)。</p>	2月25日
7	<p>15ページ 4 公募の概要 (1)応募資格</p>	<p>重点プロジェクトV期の国際枠への提案を検討しております。提案にあたり想定している参画事業者(愛知県の企業)の条件が公募条件を満たすかどうか教えてください。当該企業は県内に本社がある企業である。開発の最終段階で、当該企業の工場内で実証研究を行う計画です。この場合、国際枠への提案条件を満たすと考えてよろしいでしょうか。なお、海外の大学・研究機関は別途連携を考えております。ご教示をよろしくお願いたします。</p>	<p>参画事業者(愛知県の企業)の条件が公募要件を満たすかどうかですが、別添6の「県内企業・中小企業・スタートアップの定義」を参照願います。</p>	2月25日
8	<p>16ページ 4 公募の概要 (2)応募者の構成</p>	<p>公募要領16ページ「(2)応募者の構成」に「挑戦枠には県内中堅又は中小企業を必ず含んでください。」とありますが、県内のスタートアップ(中小企業)を含んでいれば良いという解釈でよろしいでしょうか。つまり、大学と県内スタートアップという体制で挑戦枠に応募可能という解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。ただし、県内企業の定義は本社機能、研究開発拠点又は製造拠点を置く企業であることをご留意ください(別添6をご参照ください)。</p>	2月25日

9	<p>8～9ページ</p> <p>3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (9)研究費自己負担分(マッチングファンド)</p>	<p>公募要領P.9の以下の点について、質問です。地方自治体等の公共により実用化を図るもの」については、--中略-- 実用化に当たって公共と民間の連携した取組が求められる場合、その割合を考慮のうえ、マッチングファンドの負担と地方自治体等の貢献を計画することとします。とありますが、例えば実用化研究で、開発ターゲットを複数設置した場合に、大学や研究所、公設試などが事業化リーダーとなることはできるのでしょうか。</p>	<p>○2月18日に掲載した公募要領の「4 公募の概要 (2) 応募者の構成」のP16に「事業化リーダー(産のみ)」と記載があるので、現状では、大学や研究所、公設試などが事業化リーダーになることができません。</p> <p>○一方、ご指摘のとおり、公募要領の「3(9)研究費自己負担分(マッチングファンド)」のp9で、「地方自治体等の公共により実用化を図るもの」及び「実用化に当たって公共と民間の連携した取組が求められる場合」について記載しており、公共による実用化を想定した研究も可能としております。</p> <p>○したがって、公共による実用化あるいは実用化に当たって公共と民間の連携した取組を前提とした開発ターゲットを設ける場合に限り、事業化リーダーを「産学官のいずれも可」と、変更したいと思っております(つまり、大学や研究所、公設試なども可とします)。</p> <p>○本変更については、2/28(金)を目途に変更する記載文や箇所を整理したうえで、産業科学技術課のウェブサイトへアップロードします(課のサイトの「新着情報」や「公募に係る質問及び回答」で周知します)。(2/28掲載済)。</p> <p>○なお、公共による実用化等を開発ターゲットとする場合、提案書の中でその旨を明記するとともに、地方自治体等の公共による実用化に向けた政策面での貢献(研究終了後の予算化の検討、活用のための制度改正等)についても明記してください。</p>	2月25日
10	<p>15ページ</p> <p>4 公募の概要 (1)応募資格</p>	<p>モノづくりをおこなうメーカーではない県内企業を共同参画企業として提案したいと考えますが、公募条件を満たしていますか。</p>	<p>公募要領P15の応募資格では、企業は民間企業(営利目的の法人又は個人事業者)と記載しています。別添6では県内企業の定義では、愛知県内に本社機能、研究開発拠点又は製造拠点を置く企業としております。つまり、民間企業で、愛知県内に本社機能、研究開発拠点又は製造拠点を置く企業であれば条件は満たしています(モノづくりを行うメーカーでなくても公募条件は満たします)。</p>	2月25日
11	<p>様式9 誓約書</p>	<p>・国際枠に応募する際、参画予定の海外研究機関も誓約書を提出する必要があるのでしょうか?誓約書は日本語で書かれており、公募要領を見てもはっきりとはわからず確認したい次第です。</p>	<p>海外大学等については、「様式9 誓約書」に代わるものとして、新たな様式を英語で用意したいと思っております。新たな様式は、産業科学技術課のウェブサイトへアップロードするとともに、課の新着情報でも周知を図ります。アップロードしましたら、お知らせします(2/28掲載済)。</p>	2月28日
12	<p>3ページ</p> <p>3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (1)事業概要</p> <p>8～9ページ</p> <p>3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (9)研究費自己負担分(マッチングファンド)</p>	<p>【質問①】研究シーズ 特許権 が現時点は会社にある場合も申請可能か。</p> <p>【質問②】①の場合、採択可否に影響するのか。</p> <p>【質問③】挑戦枠の申請で、会社がスタートアップに該当の場合は、マッチングファンドには該当しないか。</p>	<p>【回答①】研究シーズ(特許権)が会社(企業)にある場合も申請可能です。公募要領p3では「大学・研究開発機関等の研究シーズを活用し」の「等」に該当します。また同要領p16では研究リーダーを産学いずれからでも選任できることとしています。加えて同要領p11でバックグラウンド知財権についても触れており、研究チーム内の機関が既に保有する特許等を使用する研究テーマも想定しています。</p> <p>【回答②】特になく考えています。採択可否の審査は同要領P21 ウ 審査に当たっての評価項目 (ア)研究開発内容の妥当性・優位性 (イ)目標の明確性・先進性 (ウ)本県産業への貢献度、人材の育成観 をもとに行います。</p> <p>【回答③】挑戦枠に関わらず、研究チームに属する企業がスタートアップの定義に該当する場合、そのスタートアップ自体には研究費自己負担分(マッチングファンド)は求めません。ただ、挑戦枠でもTRL5の場合、任意の率の負担を(スタートアップ以外の企業が研究チームに居れば)求めますし、TRL6以上の場合は原則として年度ごとに当方から支給する研究費と同額の負担を求めます(スタートアップ以外の企業が研究チームに居れば、この負担をその企業にその負担をしていただきます)。</p>	2月28日
13	<p>8～9ページ</p> <p>3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (9)研究費自己負担分(マッチングファンド)</p> <p>様式9 誓約書</p>	<p>○国際枠で本格研究に移行する場合、研究費2,500万円となるかと存じます。</p> <p>大学、海外大学、大企業、スタートアップの構成の場合、マッチングファンドにおける負担金割合はどのようになるのか。</p> <p>○国際枠への申請を検討しております。現在、申請書類の準備を進めているのですが、様式7 誓約書が申請する上で障壁に感じています。予備研究の段階で何も固まっていないことに加え、海外大学も交えた調整を行った上で代表者氏名/社長決裁まで回すのは公募開始の段階から厳しいスケジュールとなっています。事業部長クラス役職者での申請は可能でしょうか</p>	<p>○国際枠で本格研究に移行した後は、当方(県)が委託する外部委託機関から支給する研究費の上限は2,500万円となる予定です。これ以外にも、企業に研究費自己負担分(マッチングファンド)を求めています。従って、全体の研究費は「上限2,500万円+企業の自己負担分」となります。</p> <p>当方からの支給研究費の外数となる研究費自己負担分をどのように負担していただくかは、TRLの設定レベル、ハンズオン支援を希望するか、スタートアップが研究チームに居るか、中小・中堅企業が研究チームに居るかなどの条件によって異なってきます。公募要領p8-10をもう一度ご参照ください。</p> <p>○様式7ではなく、様式9の誓約書ということで回答します。御質問の内容が大企業の誓約書のことだとすると、事業部長クラスなどその企業で同程度の研究事業に決裁権を持っていることが企業側で説明できる方であれば、問題ありません(審査委員から、もしそのような質問があった場合に対応するためです)。なお、国際枠の場合、誓約書は海外大学・研究機関からも必要です。他の質問者から海外大学等から日本語の様式9の誓約書をもたらるのは困難とのコメントをいただいております。近日中に英語の誓約書を本課のウェブサイトへアップロードする予定です。アップロードしましたら、お知らせします。</p>	2月28日

14	8～9ページ 3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (9)研究費自己負担分(マッチングファンド)	公募要領表5マッチングファンドの下記について、御教示ください。 ・中堅・中小企業の負担は2倍換算して自己負担額とする ・スタートアップ1社参画につき、自己負担額を1,000万円減免 ・ハンズオン支援の積極的な活用を希望表明する場合は、支給研究費の1/2以上の自己負担を求める。 中堅企業1社及びスタートアップ1社が参画し、ハンズオン支援を活用する場合、仮に支給研究費を3,000万円とすると、スタートアップ1社(負担なし)が入るので、2,000万円 中堅企業なので、1,000万円の負担となるかと思いますが、ハンズオン支援を活用する場合は、支給研究費の1/2以上の自己負担を求める、と記載されております。この場合、上記の通り1,000万円が良いのか、あるいは、1,500万円になるのでしょうか。	研究チーム構成は県内中小企業1社、スタートアップ1社、大学で、挑戦枠での申請を想定し、当方からの支給研究費が3,000万円(目標が挑戦枠のTRL6以上)であると想定します。 この場合は、年度ごとに支給研究費と同額以上の自己負担を求めるので、原則、企業の研究費自己負担分(マッチングファンド)は3,000万円/年です。 ①ハンズオン支援の希望されるのであれば、マッチングファンは1/2の1,500万円以上/年になります。 ②スタートアップが1社参画されるのであれば、1,000万円を上限に減額しますので、マッチングファンドは500万円/年になります。 ③(スタートアップには負担は求めないので)このマッチングファンドは中小企業1社が負うわけですが、中小企業の場合はマッチングファンドを2倍換算としますので、マッチングファンドの実額は250万円/年となります。	2月28日
15	8～9ページ 3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (9)研究費自己負担分(マッチングファンド)	○表5マッチングファンドに関する質問です。TRL5目標の際、マッチングファンド任意の額とのことですが、1/5以下でも可能なのでしょうか？ ○表5マッチングファンドに関する質問です。中小企業2社、スタートアップ1社、1大学の構成で3,000万の研究費の場合、自己負担額は1/4の750万であり、スタートアップが1社含まれているため、「スタートアップ1社参画につき、自己負担額を1,000万円減免」が適用される結果、自己負担額はゼロとなる計算となりますか？	○任意の率と書かれているので、可能です。 ○どの枠に応募するのか、目標をTRLのどこに設定するか、また、ハンズオン支援を希望するかどうかで、企業が負担する研究費自己負担分は異なります。公募要領のp8-10をご参照ください。	2月28日
16	8～9ページ 3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (9)研究費自己負担分(マッチングファンド)	大手企業と連携しコンソーシアムを組むためのコミュニケーションを現在とっておりますが、補助いただく研究費の内訳において、大手企業の補助割合を0として技術提供やサンプル提供・人材の動員等大手企業は完全自己負担で補助事業を進めていくという形をとることは可能でしょうか。座組を設計する上で確認させていただきたく連絡させていただきました。	○研究チームの一員の大企業が、当方から(愛知県から外部委託機関を経由して)支給される研究費を一切執行しないという参画の形は可能です(大企業は研究費自己負担分(マッチングファンド)のみを執行する形でも可能です)。 ○なお、p7の「3(7)事業方式」に記載のとおり、各研究チーム員は、それぞれ外部委託機関と共同研究契約を結んでいただきます(契約書のひな形は別添4にあります)。この契約は、当方からの"支給研究費"の執行がゼロの場合でも、締結していただきますので、ご注意ください。	3月3日
17	16ページ 4 公募の概要 (3) 応募条件	募集要項内のp16 4 公募の概要(3) 応募条件 ア 研究リーダー又は事業化リーダーに選定された者が応募できる研究テーマは、1件に限ること。 とございますが、当方が研究リーダー・事業化として実用枠で1件応募をし、さらに研究リーダー・事業化リーダーではない、一参画機関として挑戦枠に1件応募(チームとなる大学とは別の大学が研究リーダーとなる)するのは問題ないでしょうか？	○お問合せの「研究リーダー・事業化リーダーとして実用枠で1件応募をし、さらに研究リーダー・事業化リーダーではない、一参画機関として挑戦枠に1件応募(実用枠でチームとなる大学とは別の大学が研究リーダーとなる)する」は、可能です。 ○「ア 研究リーダー又は事業化リーダーに選定された者が応募できる研究テーマは、1件に限ること」の文章は、「研究リーダー又は事業化リーダーに選定された者が応募できる研究テーマは、1件に限ること(ただし、研究リーダー又は事業化リーダーでなく、単に研究チームの一員ということであれば、その者は、他の研究テーマにも参画できる)」とご理解ください。 ○なお、p16の応募条件には、「イ」もございます。「ア及びイ」の両方を満たすこととしていますので、応募の際にはお気を付けください。	3月3日
18	8～9ページ 3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (9)研究費自己負担分(マッチングファンド)	研究費自己負担分(マッチングファンド)に関して質問がございます。 公募要領8ページ目に「挑戦枠は、研究終了時の目標がTRL5の場合、年度ごとに、任意の率の負担を求めます。」との記載がありますが、この「任意の率」は、どのような意味合いでしょうか？ 下記2つのどちらからでしょうか？ ①研究費総額(参画機関全体の合計)に対する任意の率 ②個々の企業に対して支給される研究費に対する任意の率 例えば、研究費総額が3,000万円(内訳:中小企業A社500万円、大企業B社1,000万円、研究機関1,500万円)の場合、①の場合、中小企業A社は(総額3,000万円×任意の率)/2、大企業B社は総額3,000万円×任意の率となり、②の場合、中小企業A社は(500万円×任意の率)/2、大企業B社は1,000万円×任意の率となりますが、どちらの計算が正しいのでしょうか？	○任意の率は、「年度ごとに(愛知県が委託する「外部委託機関」から)提供される各研究チームに対する支給研究費(の総額)」に対して、設定していただくこととなります。 ○例えば挑戦枠(目標TRL5の場合)ですと、当方から提供する各研究チームに対する支給研究費(の総額)は、上限3,000万円/年ですので、この上限3,000万円/年に対して任意の率を設定してください。 ○つまり、研究チームが、研究機関、県内中小企業1社、大企業1社で構成されるのであれば、「3,000万円以内で提案書で設定する"当方からの支給研究費"」に対して、県内中小企業と大企業が何等か一定の研究費自己負担(=任意の率)をしていただくこととなります(全体の研究費としては、"支給研究費"+"研究費自己負担分"となります)。 ○なお、企業の研究費自己負担分(マッチングファンド)に充当できる経費は、公募要領p9の※6を参照してください。	3月3日

19	16ページ 4 公募の概要 (3) 応募条件	【質問1】研究リーダーとして、1つのテーマに応募した場合、他の研究テーマの応募に参画者として参画するのは可能でしょうか？例えば、国際枠を研究リーダーで応募し、挑戦枠に参画者として参画することを想定した質問です。 【質問2】参画者としてならば、2つのテーマの応募に名前を連ねることは可能でしょうか？	○お問合せであります「研究リーダーとして、1つのテーマに応募した場合、他の研究テーマの応募に参画者として参画するのは可能か」、「参画者としてならば、2つのテーマの応募に名前を連ねることは可能か」ですが、どちらも可能です。 ○「ア 研究リーダー又は事業化リーダーに選定された者が応募できる研究テーマは、1件に限ること」の文章は、「研究リーダー又は事業化リーダーに選定された者が応募できる研究テーマは、1件に限ること(ただし、研究リーダー又は事業化リーダーでなく、単に研究チームの一員ということであれば、その者は、他の研究テーマにも参画できる)」とご理解ください。 ○なお、p16の「4(3)応募条件」には、「イ」もございます。「ア及びイ」の両方を満たすこととしておりますので、応募の際にはお気を付けください。	3月3日
20	16ページ 4 公募の概要 (2) 応募者の構成  7ページ 3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (7) 事業方式	<Q1>大学+大学発ベンチャーのチームの可否 大学と、大学発ベンチャー、県内企業の3者での応募を検討しているが、このようなチーム構成での応募は可能でしょうか。大学発ベンチャーは、私が大学で開発した技術を元に創業したベンチャーのため、取締役としても関与しております。大学には兼業届けや、利益相反委員会の審査を認めていただいている活動であり、大学の配分経費は「ベンチャーでは実施できない実験実証にだけ使う」という切り分けも考えております。大学だけ、ベンチャーだけよりは、社会実装が加速する体制だと考えてはいるのですが、こういう体制での申請が可能か教えていただければ幸いです。 <Q2>企業が2チームいることの可否 上記の体制が許されれば、、、ということではありますが、実用化実証のための企業「2社」を産業界チームとしたいと考えておりますが、1社である方がよい、というようなことはありますでしょうか。 <Q3>事前契約の有無 企業間、もしくは、大学-企業間で事前に「共同研究契約の締結」の証明は必要でしょうか？	<A1>お問合せの体制での申請は可能です(採択された場合は、利益相反等の大学との取り決めを遵守した上での研究活動となります)。 なお、国際枠に応募の場合は、海外大学・研究機関が参画機関として必要です。また、挑戦枠の場合は、参画機関に県内中堅又は中小企業を必ず含んでください。  <A2>産業界からの研究チームへの参画は、提案内容に応じて必要なチーム員数で提案してください。1社でも複数企業でもどちらでも可能です。  <A3>公募に応募していただく段階で、企業間、もしくは、大学-企業間での共同研究契約の締結の証明は求めておりません。ただし、採択された場合、各研究チーム員はそれぞれ外部委託機関と共同研究契約(別添4のひな形を参照してください)を締結する必要があります(公募要領p7の3(7)事業方式)。このことに支障を来さないよう十分ご留意のうえ、研究チームを組成願います。	3月3日
20	10ページ 3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (10) 研究チーム体制  8～9ページ 3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (9)研究費自己負担分(マッチングファンド)	<Q4>挑戦枠や実用枠での「海外研究機関」参画の位置づけ 共同研究先に協力を依頼したいと考えておりますが、「参画」メンバーとして記載する際には、「共同研究契約がある」などの証明が必要でしょうか？ 研究者間で承諾をとってあれば、記載が可能でしょうか？  <Q5> マッチングファンド方式の活用 マッチングファンド方式の条件については、応募後どの段階で判明するのでしょうか？	<A4>海外大学・研究機関を研究チーム員とする場合、応募していただく段階で「共同研究契約がある」などの証明は必須ではありません。海外大学等は、国内大学又は県内企業と(本プロジェクトにおける)研究委託契約あるいはこれに準じる措置(書面等による合意)をしていただくことで、当該国内大学等の研究テーマに参画することを考えています。海外大学等を研究チーム員にする際の注意点については、「公募概要説明視聴申込み(オンデマンド配信)」のバワポで補足説明しております。下記をご覧ください。 <a href="https://www.shinsei-e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_initDisplayTop.action">https://www.shinsei-e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_initDisplayTop.action</a>  <A5>研究費自己負担分(マッチングファンド)の条件は、応募時に、「応募する枠」や「TRLのレベル」等を提案者が自らご判断して、提案書(様式2あるいは様式8)に記載していただく必要があります(公募要領p8の3(9)研究費自己負担分(マッチングファンド)を参照願います)。その提案内容を基に審査委員会が採択・不採択を決定します。	3月3日
21	16ページ 4 公募の概要 (2) 応募者の構成	応募要領に明記されていないかと思しますので、事業化リーダーについて確認させてください。 基本的には県内企業が事業化リーダーとなるべきと考えますが、県外企業でも事業化リーダーになることは可能でしょうか。	○事業化リーダーは県外企業でも可能です。 ○ただ、研究チームに県内企業1社以上含み、研究目標設定に当たって愛知県の産業・技術開発の諸課題に裨益(製造品出荷額等の全国シェアの向上)することが前提ということに留意願います(公募要領3(5)達成目標)。 ○加えて、公募要領p2の2(1)提案者に求める人物像について、このような内容を事業化リーダーにも期待していますので、このことにもご留意ください。	3月3日
22	4ページ 3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (4) 研究スキーム(応募枠、実施期間)	研究テーマ公募要領の4Pの下部、※3中の「計画書は経済安全保障の観点から問題ない内容であること。」とあります。国際枠では具体的に何を基準に判断したらよいのでしょうか？	○お問合せの内容は、研究分野や内容等によって異なります。公募要領p13の3(12)研究チームの責務の「シ」及び、p23の5(8)安全保障貿易管理についてご参照のうえ、ご判断ください。 ○なお、安全保障輸出管理制度については、例えば以下の一般財団法人安全保障貿易情報センター(CISTEC)のウェブサイトでも紹介されています。参考としてください。 <a href="https://www.cistec.or.jp/export/yukan_kiso/anho_gaiyou/index.html">https://www.cistec.or.jp/export/yukan_kiso/anho_gaiyou/index.html</a>	3月3日

23	<p>8～9 ページ</p> <p>3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (9)研究費自己負担分(マッチングファンド)</p>	<p>挑戦枠、TRL5、ハンズオン支援の積極的な活用を希望表明なし</p> <p>チーム構成：中小企業 2社、スタートアップ1社、1大学、 3,000万の研究費</p> <p>上記条件の場合、スタートアップが1社含まれているため、「スタートアップ1社参画につき、自己負担額を1,000万円減免」が適用される結果、自己負担額はゼロとなる計算結果になりますか。</p>	<p>○お問合せの条件では、研究チームとしての研究費自己負担分(マッチングファンド)がゼロになるかどうかは判断できません。</p> <p>○研究終了時の目標がTRL5ということですので、年度ごとに当方から(愛知県から外部委託機関を経由して)支給される研究費(の総額)に対して、任意の率の負担を参画企業にさせていただく必要があります(任意の率は提案者で設定してください。その内容で審査委員会が審査します。但し0%という率は想定していません)。</p> <p>○その率で計算していただいた金額から、スタートアップ1社参画につき1,000万円を上限に負担額を減額してください。また中小企業の負担は2倍換算することができます(例:実際の負担は100万円でも200万円の負担として計算することができます)。</p> <p>○なお、マッチングファンドは、研究チームに参画する企業全体に課されるものです。複数の企業が参画する場合、その個々の企業ごとの負担割合等は研究チーム内で調整していただく必要があります。</p> <p>○計算の結果、マッチングファンドがゼロとなる可能性はあると思います。</p> <p>○ただ、公募要領p2の「2(2)産業界からの貢献」に記載のとおり、このプロジェクトは、社会実装に向けて産業界と協調・連携して研究開発に取り組むため、民間企業からの人的・物的貢献を求めるところとするという考え方のもとで実施します。</p> <p>○また公募要領p2の「2(1)提案者に求める人物像」に記載のとおり(例:「産学官連携体制が構築されマッチングファンドなどの民間企業等の積極的な貢献が得られ、研究開発の成果を参画企業が実用化・事業化につなげる仕組みを有している」)の意識を持って参画されることを、愛知県としては期待していることに留意してください。</p>	3月4日
24	<p>9 ページ</p> <p>3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (10) 研究チーム体制</p>	<p>&lt;研究チームについて&gt;</p> <p>・研究リーダーについて</p> <p>Q1. 応募者が任期等の都合により研究期間内に研究機関から所属が外れる可能性がある場合でも応募が可能か？</p> <p>Q2 研究機関からの所属が消滅したとしても、事業の実現のためにベンチャー設立=所属の移行、公募の予算内から自身の給与を出すことは可能か？</p>	<p>A1. 応募者(研究リーダー)と想定する者が、本研究プロジェクト期間内に、任期等により提案時の所属を離れる可能性がある場合、応募に当たっては、提案時の所属を離れた後にどのような身分or立場で研究を続けることを計画しているのかを、なるべく明確にかつ簡潔に提案書等に記載していただくこととなります。その可能性があることをもって、応募不可ではありません。提案書に記載した内容を審査委員会が審査することになります。もし採択された場合でも、ステージゲート等で、研究体制がきちんと構築されているのかを定期的に評価させていただきますこととなります。</p> <p>A2 仮定として、本研究プロジェクト期間内に、例えば研究リーダーが任期等により所属を離れ、かつ、ベンチャー企業と雇用関係にある任期付研究員等になった場合、研究リーダーが不在となります。このような場合、公募要領p2の2(1)及び2(2)に記載のとおり、産学官連携体制を構築して事業化・実用化に向けた研究活動を支援する本プロジェクトの趣旨から外れると考えます。従って、ステージゲート等の機会に評価委員会や外部委託機関の協議を経て、研究プロジェクト期間内でも研究終了となる可能性があります。研究終了となった場合、その時点以降の任期付研究員等の人件費は当方からの支給研究費を充当できません(当方が支給する研究費を人件費として充当する場合、どのような経費が可能かは「別添5」を参照願います)。</p> <p>A3 上記A2の記載にご留意していただきつつ、少し補足します。仮に、研究チームの「学」が1大学1研究者で構成されているならば、その研究者が死別等で職務を全うできなくなると、通常、産学官連携体制による研究推進は難しいと考えられます。ステージゲート等の機会に評価委員会や外部委託機関の協議を経て、研究プロジェクト期間内でも研究終了となる可能性があります。</p> <p>A4.公募要領p10の「3(10)リーダーの設置」で、事業化リーダーは企業のみと規定しており、応募段階で企業となっていない場合、事業化リーダーにはなれません。</p>	3月4日
	<p>8～9 ページ</p> <p>3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (9)研究費自己負担分(マッチングファンド)</p>	<p>Q3 また、死別等により研究者所属の者が職務を全うできなくなった場合、参加している事業者等への研究リーダーの移行にて応募事業は存続可能か？</p> <p>Q4. 事業化リーダーに現時点で起業していないスタートアップ予定大学ベンチャーの起業の記載を行うことは可能か？</p>	<p>A3 上記A2の記載にご留意していただきつつ、少し補足します。仮に、研究チームの「学」が1大学1研究者で構成されているならば、その研究者が死別等で職務を全うできなくなると、通常、産学官連携体制による研究推進は難しいと考えられます。ステージゲート等の機会に評価委員会や外部委託機関の協議を経て、研究プロジェクト期間内でも研究終了となる可能性があります。</p> <p>A4.公募要領p10の「3(10)リーダーの設置」で、事業化リーダーは企業のみと規定しており、応募段階で企業となっていない場合、事業化リーダーにはなれません。</p>	

24	<p>8～9ページ</p> <p>3 「重点研究プロジェクトV期」の概要</p> <p>(9)研究費自己負担分(マッチングファンド)</p>	<p>&lt;・マッチングファンドの基準について&gt;</p> <p>Q5. 免除に「地方自治体等の公共により実用化を図るもの」とあるが、判断基準はどのように行うのか？地方自治体等の公共団体などが恩恵を受ける事業、必要としている技術等であれば「地方自治体等の公共により実用化を図るもの」に該当するのか？</p>	<p>A5. 公募要領p9の「3(9)研究費自己負担分(マッチングファンド)」で記述のある「地方自治体等の公共により実用化を図るもの」の判断は、p9にある「ただし、地方自治体等において非金銭的なものも含め実用化に向けた政策面での貢献を行うこととし、例えば研究終了後の予算化の検討、活用のための制度改正などの予定を地方自治体等と調整の上、計画する」ことができる研究になります。これに該当する場合、提案書に地方自治体等と調整のうえ計画した内容を記載していただき、その内容を審査委員会が審査することとなります。</p>	3月4日
25	<p>8～9ページ</p> <p>3 「重点研究プロジェクトV期」の概要</p> <p>(9)研究費自己負担分(マッチングファンド)</p>	<p>Q1 県研究費はいつのタイミングで使えるか？(先払いもしくは後払いでしょうか？)自己資金で一時的に立て替える必要はあるでしょうか？</p> <p>Q2 企業が複数社参画する場合、自己負担金の任意の率は個別に設定しても良いでしょうか？(例えば、参画する2社の開発目標のTRLが異なる場合、個別に設定するのが妥当と考えますがいかがでしょうか？)</p> <p>Q3 「スタートアップ1社参画につき、自己負担額を1,000万円減免」とあるが、この場合、他の企業の自己負担金が1000万円に満たない場合、ゼロになる(全て補助金で賄われる)ということもあり得るのでしょうか？</p> <p>Q4 研究の進捗や計画見直し等の事情で、申請時の自己負担金が見込み額に到達しなかった場合、後々負担額を増額されることはないでしょうか？</p> <p>Q5 仮に県研究費がゼロ(100%自己負担)での企業の参画は問題ないでしょうか？</p> <p>Q6 自己負担金はどのタイミングで報告をするのでしょうか？(他の参画企業とは開発目標やTRLが異なりますので、1社に負担が集中する状況は避けたいと考えております。)</p>	<p>A1. ○ 当方(愛知県から外部委託機関を経由する)からの支給研究費の支払時期は、現状では決まっておらず、今後、外部委託機関が決定してから、当外部機関との協議により決定する予定です</p> <p>○ ただし、V期では企業が執行できる経費費目を大幅に拡大したことから、参画企業への概算払も視野に検討したいと思っています。</p> <p>○ 参考までに、前期(IV期)の場合、大学・研究開発機関には四半期ごとに概算払し、年度末に精算していました。企業は年度末に一括精算払していました。</p> <p>A2. ○ 研究全体のTRLは、(複数の)開発ターゲットのTRLを総合的に考慮した上で、一つのレベルを設定してください。</p> <p>○ つまり、例えば挑戦枠又は実用枠に応募の場合、様式1「5目標」では、研究全体のTRLとして一つを選んでください。一方、様式2のp8の「8.ロードマップ」では開発ターゲット毎にロードマップを作成し、開発ターゲット毎に目標TRLを記載してください。p9の「9.目標」及びp14の「14.資金の活用」では、(複数の)開発ターゲットのTRLを総合的に考慮した上で、研究全体の一つのレベルを記載してください(この"一つのレベル"は、様式1「5目標」で選択した内容と一致させてください)。</p> <p>○ なお、様式1「5目標」、様式2の「9.目標」及び「14.資金の活用」において、研究全体のTRLを"一つ"選んで記載してもらうことは、公募要領を修正します(新旧対照表を作成し、愛知県産業科学技術課のウェブページで修正した旨を近日中に公開、周知します→3月5日にアップロード済)。</p> <p>A3. ○ お問合せの場合、参画企業の研究費自己負担分(マッチングファンド)がゼロになる可能性があります。</p> <p>○ ただし、公募要領p2の「2(2)産業界からの貢献」に記載のとおり、このプロジェクトは、「社会実装に向けて産業界と協調・連携して研究開発に取り組むため、民間企業からの人的・物的貢献を求めるとする」という考え方のもとで実施します。</p> <p>○ また公募要領p2の「2(1)提案者に求める人物像」に記載のとおり(例:「産学官連携体制が構築されマッチングファンドなどの民間企業等の積極的な貢献が得られ、研究開発の成果を参画企業が実用化・事業化につなげる仕組みを有している」)の意識を持って参画されることを、愛知県としては期待していることに留意してください。</p> <p>A4. ○ 研究の進捗の遅れ等の計画見直しの事情で、当方から支給する研究費が減額される場合は、それに合わせてマッチングファンドも申請時よりも少額となることは、あり得ると思います。</p> <p>○ このような事情ではなく、年度ごとの自己負担額が下回ることは原則認められません。その事態に至った理由や経緯は説明していただく機会は設けますが、その内容によっては提案内容に虚偽があるとみなし、採択取消又は研究経費の減額とする場合があります(公募要領p16の4(3)応募条件を参照願います)。</p> <p>A5. 研究チームの一員の企業が、当方から支給する研究費を一切執行しないという参画の形は可能です(企業は研究費自己負担分(マッチングファンド)のみを執行する形でも可能です)。(↑ウェブページの過去の質問16参照)</p> <p>A6. ○ 各年度末に外部委託機関に報告いただく予定です。</p> <p>○ 参画企業ごとの自己負担金額については、研究チーム内で決定ください。</p>	3月5日
26	<p>16ページ</p> <p>4 公募の概要</p> <p>(2) 応募者の構成</p>	<p>研究リーダー(大学)と事業化リーダー(大学発ベンチャー)を同じ人が兼ねて申請することは可能でしょうか？申請時には兼ねますが、共同経営者が1年後に参画予定なので、参画後に役割を分担させていただく方式を考えております。</p>	<p>○ お問合せの内容でも、応募は可能です。</p> <p>○ 補足ですが、本プロジェクトは、愛知県としては、公募要領p2の「2(1)提案者に求める人物像」に記載のとおり「産学官連携体制が構築されマッチングファンドなどの民間企業等の積極的な貢献が得られ、(中略)仕組みを有している」ということに期待しています。</p> <p>○ また「2(2)産業界からの貢献」に記載のとおり「県及び外部委託機関は、社会実装に向けて産業界と協調・連携して研究開発に取り組むため、民間企業からの人的・物的貢献を求めるとします」という考えのもと、本プロジェクトを構築していることに、ご留意ください。</p>	3月7日

27	別添5_重点研究プロジェクトV期 経費区分	研究経費について、知の拠点でシンクロトン光を使った分析評価を参画機関が行う際の利用料は業務実施費に充てることでよろしいでしょうか。また、外注で試作品の分析（例えばTEM観察等）を依頼する費用も業務実施費に充てることでよろしいでしょうか。（研究委託ではありません）あるいは自己負担になるのでしょうか。	<p>○ あいちシンクロトン光センターの利用料は、公募要領「別添5 経費区分」の業務実施費の「賃借料」あるいは「雑役務費」に該当します。</p> <p>○ 外注で試作品の分析をする費用は、業務実施費の「雑役務費」に該当します。</p> <p>○ 経費区分については、本プロジェクトの公募に関する県HPにて公開しておりますので、ご確認いただけますと幸いです(公募要領「別添5 経費区分」)。</p>	3月7日
28	別添6「県内企業・中小企業・スタートアップの定義」について	重点研究プロジェクト挑戦枠への応募を検討させて頂いておりますが、海外企業の日本法人で本社は東京、名古屋にオフィスがある場合、日本法人の従業員数等の条件を満たせば、愛知県内の中小または中堅企業との扱いになるのでしょうか？	<p>○ 海外企業の日本法人の場合も、公募要領「別添6 県内企業・中小企業・スタートアップの定義」の「みなし大企業」の規定に注意していただく必要があります。</p> <p>○ 提案者は、出資する海外企業を日本における同種の会社又は最も類似する会社の種類に従い資本金、従業員数を整理していただき、その結果、日本の中小企業基本法に規定する中小企業者"以外"に該当する場合、当該海外企業を「大企業」とみなします。</p> <p>○ そのうえで、「みなし大企業」の規定に合致するようであれば、中小企業とみなすことはできません。</p>	3月7日
29	8～9ページ 3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (9)研究費自己負担分(マッチングファンド)	<p>Q1 予備研究機関、研究機関中に事業化リーダーがどの程度の予算を計上する必要があるか</p> <p>Q2 事業化リーダーとスタートアップ企業には補助金などのキックバックがあるのか</p> <p>Q3 マッチングファンドのお金の流れが分からない</p>	<p>A1 ○ 国際枠の場合、事業化リーダーとなる企業の研究予算の計上についてですが、①当方からの支給研究費(愛知県からの資金を外部委託機関経由で支給)を財源にする研究経費と、②参画企業の「研究費自己負担分(マッチングファンド)」としての研究経費(公募要領p8の3(9)を参照)の2種類があると想定しています。</p> <p>○ どの程度の予算を計上すべきかというのは、研究内容に依ると思いますが、上記①は、2025年度はテーマ組成準備として、1研究チーム当たり上限500万円/年、2026～2028年度は1研究テーマ当たり上限2,500万円/年です(公募要領p7の3(4)ウを参照願います)。</p> <p>○ 上記②は、様々な条件によって負担割合(金額)が変わってきます。公募要領P8の3(9)をご参照ください。以下に簡単に記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2025年度(テーマ組成準備)は、マッチングファンドは求めない。</li> <li>・2026～2028年度(本格研究※採択された場合に限り)「挑戦枠」と同様の自己負担を求める。</li> </ul> <p>⇒「挑戦枠」では研究終了時の目標がTRL5の場合、任意の率の負担、TRL6の場合は原則当方からの支給研究費と同額の負担を求めます。ただし、一定の条件を満たせば「同額の負担」割合を減じる措置をしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、マッチングファンドは、参画企業が複数の場合は、各社の負担合計額が、当方の示す条件から計算された負担額を上回ってはいれば問題ありません。</li> </ul> <p>A2 ○ お問合せの「補助金などのキックバック」に当たるものが、上記A①で記載させていただいた「①当方からの支給研究費」だと思います。</p> <p>○ この支給研究費を研究チーム内でどのように分配するかは、研究チーム内で決めていただき、提案書で示していただくこととなります。</p> <p>A3 ○ マッチングファンドのお金の流れですが、このマッチングファンドに計上できる経費は、直接研究に関わるもので人件費・謝金、旅費等のうち、支出を証明できるものを想定しており(公募要領p9の3(9)の※6をご参照ください)、これらは参画企業の財源で、かつ、企業内で消費されるものだと考えます。</p> <p>○ マッチングファンドの執行状況は、研究テーマ期間中及び終了した時点で研究チームから報告をしてもらうこととなります。</p>	3月7日
30	8～9ページ 3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (9)研究費自己負担分(マッチングファンド)	<p>Q1 研究費については、愛知県様から出資いただけるという認識で間違いありませんでしょうか。</p> <p>Q2 研究費については予算を計上して2026年4月より支給いただけるのか、年度末に実費を清算させていただくのかいずれでしょうか。</p>	<p>A1 ○ 国際枠の場合、県からの支給研究費(県から外部委託機関を経由して支給)として、2025年度はテーマ組成準備として、1研究チーム当たり上限500万円/年、2026～2028年度は1研究テーマ当たり上限2,500万円/年を研究チームに支給します(公募要領p7の3(4)ウを参照願います)。</p> <p>○ なお、研究チーム全体の研究費は、原則、「①県からの支給研究費+②研究費自己負担分(マッチングファンド)」で構成されます。</p> <p>A2 ○ 県からの支給研究費の支払時期は、現状では決まっておらず、今後、外部委託機関が決定してから、当外部機関との協議により決定する予定です。</p> <p>○ ただ、V期では企業が執行できる経費費目を大幅に拡大したことから、参画企業への概算も視野に検討したいと思っています(公募要領「別添5 経費区分」を参照してください)。</p> <p>○ 参考までに、前期(IV期)の場合、大学・研究開発機関には四半期ごとに概算払し、年度末に精算していました。企業は年度末に一括精算払していました。</p> <p>○ なお、「2026年4月より支給か」とのことですが、例えば国際枠の2025年度(テーマ組成準備)の1研究チーム当たり上限500万円/年は、少なくとも当該年度中に支給されます。</p>	3月7日

31	別添6「県内企業・中小企業・スタートアップの定義」について	別添6によると、「みなし大企業」の規定は中小企業にのみ適用され、中堅企業においては、大企業が出資していても「みなし大企業」にはならないとの理解でよろしいでしょうか？	○中堅企業には、みなし大企業の規定は適用しません。 (公募要領「別添6 県内企業・中小企業・スタートアップの定義」に規定する通りとします)	3月10日
32	様式3-1 誓約書 別添5「重点研究プロジェクトV期 経費区分」	Q1 誓約書の代表者について 企業については3月5日時点の質問及び回答の13番目の回答で事業部長レベルでOKとのことですが、大学はどうなのでしょう？企業の場合から推測すると学長でなく研究科長レベルでOKと推察されますが、それでよろしいでしょうか？また、誓約書に公印は必要なのでしょうか？ Q2 人件費について 研究補助員費ですが、企業において正社員と雇用されている研究員の人件費を、本プロジェクトの研究補助員として、そのエフォートに応じて人件費として計上できるのでしょうか？任期付研究員費では、企業の欄に※5として「本事業の研究に従事するために新規に雇用した場合に限ります。」とありますが、研究補助員費には、その旨の記述がないので計上可能かと思お聞きします。	A1 ○学長でなく、例えば研究科長レベルなど、その大学で同程度の研究事業に決裁(決定)権を持っていることが大学側で説明できる方であれば、問題ありません(審査員から、もしそのような質問があった場合に対応するためです)。 ○誓約書に公印は不要です。 A2 ○研究補助員費において、企業で正社員として雇用(=無期雇用)されている者の人件費は対象としない予定です。 ○正社員として雇用されている者の人件費は、エフォートに応じて研究費自己負担分(マッチングファンド)として計上してください。 ○現状、研究補助員費は、従前より参画機関で研究補助員として従事している者の人件費も本プロジェクト従事分は対象とする予定ですが、その者は無期雇用ではないことを想定しています。	3月10日
33	研究費について	現在、名古屋の企業と共同で、私が所属する大学から公募に対し申請を出すことを検討しております。まだ時期は確定ではないのですが、今後私の所属大学が変わる可能性があります(2025年10月、もしくは2026年4月から異動予定)、そのようなケースで、もし仮にプロジェクトをご採択いただけた際、今後の所属施設での研究費として助成を使用させていただくことは可能なのでしょうか？それとも、最初に申請を出した施設を通す形でしか、助成をいただけない形になりますでしょうか？いわゆる国の科研費やAMEDでは研究費が研究者に紐付き、施設を移る際は研究費も同時に移るシステムなのですが、本助成金のシステムをご教授いただけますと幸いです。	○年度替わりなどで所属が変わる大学の先生は、本プロジェクトの1~4期でも存在しました。その場合は、異動先の大学等で当方から支給する研究費を執行していただくこととなります。この点は、ほぼ国の競争的資金の研究費と同様に考えていただいて結構です。	3月10日
34	別添5「重点研究プロジェクトV期 経費区分」 5 採択後の研究推進に関して (2) 共同研究契約	Q1、「③業務実施費」について 装置治具等に必要部品を、参画企業外の他社に外注する費用(外注費)も対象となりますでしょうか？ Q2、「②人件費」について 研究補助員として、同じ人を2つの参画機関で日割り雇用することは可能でしょうか？例えば、月火水は機関Aで、木金は機関Bでの雇用とすることは可能でしょうか？ Q3、事業方式について 公募要領22ページ目に「外部委託期間との間で・・・共同研究契約を締結していただきます」とありますが、参画機関間の共同研究契約の締結は任意という理解でよろしいでしょうか？	A1. ○費用の大小等の詳細が不明ですが、可能性としては、公募要領「別添5 経費区分」の「業務実施費」の「雑役務費」、「消耗品費」の対象になると思われます。 A2. ○その方が、2つの機関両方と(有期)雇用契約等を結び、かつ、外部委託機関と締結するそれぞれの機関の共同研究契約書に研究補助員として記載されるならば、可能です。 ○加えて、その方が2つの機関において、本プロジェクト以外の業務にも従事する場合は、従事日又は従事時間を従事日誌等により区分し、本プロジェクトに従事した部分のみ計上していただくことになる予定です(詳細は、外部委託機関が決定してから当該機関と調整します)。 A3. ○公募に応募していただく段階で、企業間、もしくは、大学-企業間での共同研究契約の締結(の証明)は求めておりません。ただし、採択された場合、各研究チーム員はそれぞれ外部委託機関と共同研究契約(別添4のひな形を参照してください)を締結する必要があります(公募要領p7の3(7)事業方式)。このことに支障を来さないよう十分ご留意のうえ、研究チームを組成願います。	3月10日
35	10ページ 3「重点研究プロジェクトV期」の概要 (11) 知的財産(以下、知財という)に関すること	●機密管理面は下記の通りと思っていますが、認識違いがありましたらお教え願います。 Q1 応募資料の記載内容は、事務局の方、審査員の方以外には公開されない。 上記の方々は守秘義務を負っている。 一般公開されるのは、研究テーマと機関名称、研究リーダー・事業リーダーの氏名のみ。 Q2 期中のフォロー(知財委員会、その他)での説明内容も、守秘義務契約内となる。 Q3 成果発表会は一般公開される。	A1 ○応募資料の記載内容は、愛知県庁幹部及び産業科学技術課の担当者(公募事務局)、審査委員会委員、公益財団法人科学技術交流財団の重点研究プロジェクト担当者(当団体は2024年度同プロジェクトの運営等を愛知県が委託中)には、知り得る情報となります。 ○上記の愛知県職員、審査委員、(公財)科学技術交流財団職員は、応募資料の記載内容について、法律や規定等により守秘義務を負っています。 ○「一般公開されるのは・・・」の部分は、「採択時に公開されるのは・・・」と解釈すると、採択時には、研究テーマ、参画機関名称、研究リーダー、事業化リーダー、研究開発の概要、イメージ写真が公開されます(現状、下記ページのようにIV期と同様の情報を公開する予定です)。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/429042.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/429042.pdf</a> A2 ○期中について、上記の愛知県職員、評価委員(≒審査委員)、2025年度の外部委託機関職員は、守秘義務を負っています。 ○チーム内知財委員会では、研究チーム内で秘密保持契約の締結等に係る調整を自ら行ってください。 ○外部委託機関が設置する知財委員会の委員は、守秘義務を負うこととする予定です。 ○本プロジェクトで希望者のうち10テーマ程度に実施するフラウンフォーファー研究機構や台湾工業技術研究院(ITRI)によるハンズオン支援においては、基本的には、公開情報(学会、専門雑誌等での発表情報を含む)のみで支援を行っていただく予定です。 A3 ○成果発表会は、一般県民、地域の中小企業を始め県内外へ広く公開する予定です。	3月10日

36	<p>15ページ 4 公募の概要 (1) 応募資格</p>	<p>Q1. 「代表機関」の条件について オンライン配信説明を視聴させていただきました。「12. 提出書類」の説明において、実用枠では「研究リーダー」の所属機関が「代表機関」として各種様式を取り纏めて提出するよう指示されております。「研究リーダー」の所属機関が「代表機関」となることは、例外無しと考えるべきでしょうか？ 例えば以下のような例外は認められますか。 当社の県内工場で事業化リーダーを立て、当社の県外事業所が「代表機関」として、提出書類を取り纏め等を実施。別途「研究リーダー」は国内大学教授に引き受けていただく。</p> <p>Q2. もしQ1の例外が認められない場合 大学教授側に「研究リーダー」と「代表機関」をお願いするという選択肢は指示に沿っており問題ないと考えますが、その他の選択肢として、当社の県外事業所から「研究リーダー」を選定（「代表機関」を兼ねる）ことは問題ないでしょうか？ ※その場合は、当社から「事業化リーダー」と「研究リーダー」を両方選出することになります。</p>	<p>A1 ○ 「研究リーダー」の所属機関が代表機関として提案書類を提出していただくことに関し、基本的には例外を認めない予定です。 ○ その理由は、「研究リーダー」は1人選定することとしており(p10の「3(10)リーダーの設置」参照)、研究を主宰して全体を監督し、適切かつ効率的に研究開発を推進する役目と考えているからです。一方で、「事業化リーダー」は研究開発目標である開発ターゲットごとに設置します。複数の開発ターゲットが設定されると、複数の事業化リーダーが居て、事業化リーダーが“研究全体を主宰し監督する”という役割ではなくとなると考えるからです。そのため、代表機関として適切でないと考えています。 ○ ただ、上記の趣旨から、例外として、開発ターゲットが複数ある場合でもすべて同一の企業(の事業所)の方が事業化リーダーとなっている場合は、事業化リーダーの機関が代表機関として提出することが可能です(研究リーダーとして別途大学等の方が居たとしても、研究を主宰して全体を監督することが事業化リーダーでも可能と考えるからです)。 A2 ○ 企業から研究リーダーを選定することは可能です。また貴社内から研究リーダーと事業化リーダーの両方を選出することも可能です。 ○ ただ、公募要領p16の4(3)応募条件に記載のとおり、研究リーダー又は事業化リーダーに選定された者が応募できる研究テーマは1件に限ること等の規定を満たしてください。 ○ 補足ですが、公募要領p3の「3(1)事業概要」に記載のとおり、本プロジェクトは、大学・研究開発機関等の研究シーズを活用し、新技術の開発・実用化や新産業の創出を促進することを目的としております。研究リーダーと事業化リーダー双方が企業の方の場合、大学等がその研究開発にどのように関わっているかを明確に記載してください。</p>	3月10日
37	<p>8～9ページ 3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (9)研究費自己負担分(マッチングファンド)</p> <p>15ページ 4 公募の概要 (1) 応募資格</p>	<p>Q1 ・ 「任意の補助率」とあるが決め方はどのようにしたらよいのか。 Q2 ・ 「任意の補助率」の下限はあるのか、暗黙の目安などがあるのか。 Q3 ・ 研究フェーズがTRL5→TRL6へ移行してきたとき、自己負担額は増額されるのか。 Q4 ・ 挑戦枠でうまくいったとき、実用枠へ移行を考えているがその時の評価基準は何か。 Q5 ・ 連携先の研究機関として、公益社団法人の学協会は対象となるのか。</p>	<p>A1 ○ 重点研究プロジェクトV期公募に関する質問及び回答 p1の質問No.4、p6のNo.15、p7のNo.18、p19のNo.25を参照ください。 A2 ○ 上記のA1の回答を参照願います。 A3 ○ ご質問の内容が、実用枠の前半2年間から後半2年間にTRLのレベルが上がった時と仮定してお答えします。実用枠については、前半と後半のそれぞれでTRLを設定していただき、そのレベルに応じて挑戦枠と同様の研究費自己負担分を求めます(公募要領p8の「3(9)研究費自己負担分(マッチングファンド)」を参照願います)。 A4 ○ 挑戦枠で応募し採択された場合、その研究期間中及び期間後に、他の枠へ移行することはできません。 ○ 挑戦枠は、2年終了後のステージゲート(評価委員会)にて高評価かつ継続研究可能な場合、追加で2年間の継続があり得ます(公募要領p4の3(4)の表1の「※2」を参照してください)。 ○ 2年終了後のステージゲート(評価委員会)での評価基準は、まだ決めていません。ただ公募要領p21の「4(11)ウ 審査に当たっての評価項目」と関連した評価項目になる予定です。 A5 ○ 公募要領p15の「4(1)応募資格」に「公益社団」と記載されており、対象となります。</p>	3月10日
38	<p>様式4 参画企業概要</p>	<p>参画企業から連絡がありお問い合わせさせていただきます。様式4の参画企業概要において、「8 直近経常利益」については、社内の規定で記入できないとのこと。この場合、その旨記載の上、数値なしで提出させて頂くということでもよろしいでしょうか。</p>	<p>○ お問合せの様式4「8 直近経常利益」の数値なしでも提案書をご提出いただくことは可能です。 ○ 様式4の「7 直近売上高」～「9 直近研究開発費」は、参画企業として複数年度の研究プロジェクトを、研究費自己負担分(マッチングファンド)の拠出のご負担等の積極的な貢献により、継続できる財務基盤があるかということ判断の際の一助としています。 ○ 審査委員よりお問合せがあれば、事務局から上記の趣旨を説明させていただいた上で、審査委員には審査していただくことをご了承ください。</p>	3月10日
39	<p>8～9ページ 3 「重点研究プロジェクトV期」の概要 (9)研究費自己負担分(マッチングファンド)</p>	<p>○公募要領P9 表5 マッチングファンドについて Q1 中小企業の2倍換算とスタートアップの1千万減免の意味について、具体的な研究例(研究金額)で説明を頂きたい。 Q2 挑戦枠における年度ごとにTRLに応じた任意の負担率について Q3 研究リーダーと事業化リーダーのみでよいか、研究参画機関はどこまで加えるべきか</p>	<p>A1 ○重点研究プロジェクトV期公募に関する質問及び回答のp4の質問14、p6の質問23をご参照ください。 A2 ○重点研究プロジェクトV期公募に関する質問及び回答のp1の質問4、p3の質問12、p4の質問15、p4の質問18、p6の質問23をご参照ください。 A3 ○ 公募要領P16の「4(2)応募者の構成」にて、研究チームの構成が記載されており、「研究リーダー」と「事業化リーダー」のみで構成することも可能です。 ○ 研究参画機関として含める範囲は、原則、研究開発要素を含む事業活動を行う機関は、研究チームに参画してください。</p>	3月10日